

附属書 第八条 1 (a) に規定する現行の適合しない措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第八条 1 (a) の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条
- (b) 第三条
- (c) 第六条
- (d) 第七条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第八条1(a)の規定に従つて、掲げられた措置について適用しないものを特定する。

(e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 留保事項の解釈に当たつては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「JASIC」とは、総務省が作成し、二十十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

—	分野 小分野 産業分類	<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書の日本国の表の留保事項八に規定するものを除く。）</p> <p>J S I C 〇一 農業</p> <p>J S I C 〇二 林業</p> <p>J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。）</p> <p>J S I C 〇四 水産養殖業</p> <p>J S I C 六三二四 農業協同組合</p> <p>J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p> <p>J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書の日本国の表の留保事項八に規定するものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>
---	-------------------	--

四	三	二
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
情報通信業 電気通信業	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。

五	
<p>産業分類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p> <p>情報通信業</p> <p>電気通信業及びインターネット付随サービス業</p> <p>J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七二 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業</p>	<p>産業分類</p> <p>J S I C 三七 主として管理事務を行う本社等</p> <p>J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条</p> <p>措置</p> <p>概要</p> <p>1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国政府又はその代表者</p> <p>(c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>

	六
<p>関連する義務 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要</p>
<p>J S I C 三七二一 移動電気通信業 J S I C 四〇一 インターネット付随サービス業 注 J S I C 三七一一、三七二二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>製造業 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する</p>

	七	事業所において行われる経済活動をいう。
	分野 小分野 産業分類	製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業 J S I C 一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二一一 なめし革製造業 J S I C 二二二 工業用革製品製造業（手袋を除く。） J S I C 二三一 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二四一 革製履物製造業 J S I C 二五一 革製手袋製造業 J S I C 二六一 かばん製造業 J S I C 二七 袋物製造業 J S I C 二八一 毛皮製造業 J S I C 二九九 その他のなめし革製品製造業 J S I C 三二五三 運動用具製造業 注1 J S I C 一八九又は三二五三の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、 皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 一六九四の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、動物系接着剤

九	八	
産業分類 小分野 分野	産業分類 小分野 分野 関連する義務 措置 概要	概要 措置 関連する義務
J S I C   〇五   鋳業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項  内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。



	関連する義務 措置 概要	内国民待遇（第二条） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
十	分野 小分野 産業分類	石油業  J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一七一 石油精製業 J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一七四 舗装材料製造業 J S I C 一七九 其他の石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） J S I C 四七二 冷蔵倉庫業 J S I C 五三三 石油卸売業 J S I C 六〇五 ガソリンスタンド J S I C 六〇五 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。） J S I C 九二九 他に分類されないその他の事業サービス業  注1 J S I C 一七四、一七九、四七一、四七二又は六〇五の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 九二九の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、液化石油ガス

十二	十一	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	関連する義務 措置 概要
運輸業 航空運輸業	警備業 J S I C 九二三 警備業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	産業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、同法に基づく事前届出は必要とされない。

産業分類	関連する義務	措置	概要
J S I C 四六 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一 航空運送業	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第七条）	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行うおととする外国投資家について適用する。</p> <p>2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する</p>

十三	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	<p>持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2 (a) から (c) までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2 (d) に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p> <p>運輸業          航空運輸業          J S I C 四六 主として管理事務を行う本社等          J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）          内国民待遇（第二条）          経営幹部及び取締役会（第七条）          外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条          対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p>
----	-----------------------------------	---

十四	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要  航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第二条）	

	十五
<p>措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>
<p>経営幹部及び取締役会（第七条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 （a） 日本国の国籍を有しない自然人 （b） 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの （c） 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 （d） （a）から（c）までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が（a）から（c）までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が（a）から（c）までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>	<p>運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p>

	十六
概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
<p>概要</p> <p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p>	<p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を</p>

	十七
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
<p>営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p>	運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。



<p>十九</p>	<p>十八</p>	
<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要</p>	
<p>運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業</p>	<p>運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。</p>	<p>2 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。</p>

二十一		
分野	二十 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	関連する義務 措置 概要
上水道業	運輸業 水運業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。	J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

イスラエル国の表

	—
小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
<p>J S I C 三六一一 上水道業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>獣医学</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>獣医師法（千九百九十一年）第五条及び第十七条</p> <p>1 獣医師の免許を取得するためには、イスラエル国（以下この表において「イスラエル」という。）の国籍又は永住権が必要とされる。</p> <p>2 イスラエルの国民又は永住者でない外国の獣医師は、獣医学において助言、教育及び研究を行うためには、農業省の許可を取得する。</p>

二	
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p> <p>運輸業 自動車</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 商品及びサービスに関する監督命令（自動車の輸入及び自動車に関するサービス）（千九百七十八年）第三条 自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二十六年）第二条、第二十条、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第六十八条、第九十七条、第九十八条、第一百三十六条、第四百三十三条及び第四百九十九条 会社法（千九百九十九年）第一条</p> <p>1 自動車を商業的に輸入するためには、免許が必要とされる。免許を申請する企業において、代表取締役及び少なくとも一人の会社法（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者は、イスラエルの国民又は永住者とする。</p> <p>2 自動車を製造し、及び販売し、又はその貿易を行うためには、免許が必要とされ、また、当該免許を有する者は、次のいずれかの者でなければならない。</p> <p>(a) 個人企業であるイスラエルの国民又は永住者</p> <p>(b) イスラエルにおいて登記された企業であって、代表取締役及び少なくとも一人の会社法</p>	
概要	
措置	

- 
- 
- 3 (千九百九十九年) 第一条に規定する利害関係を有する者がイスラエルの国民又は永住者であるもの
  - 3 自動車の個人による輸入を仲介するためには、免許が必要とされ、また、当該免許を有する者は、次のいずれかの者でなければならない。
    - (a) 個人企業であるイスラエルの国民又は永住者
    - (b) イスラエルにおいて登記された企業であつて、代表取締役及び少なくとも一人の会社法(千九百九十九年)第一条に規定する利害関係を有する者がイスラエルの国民又は永住者であるものの従業員
  - 4 自動車分野におけるサービス及び職業の免許法(二十六年)第二条に規定する運輸業に關連する製品を製造するためには、免許が必要とされ、また、当該免許を有する者は、次のいずれかの者でなければならない。
    - (a) 個人企業
    - (b) イスラエルにおいて登記された企業であつて、代表取締役及び少なくとも一人の会社法(千九百九十九年)第一条に規定する利害関係を有する者がイスラエルの国民又は永住者であるもの
  - 5 イスラエルは、自動車分野におけるサービス及び職業の免許法(二十六年)第九十七条に規定する特定の運輸業に關連する製品がイスラエルの市場のみにおける販売のために製造されることを決定することができる。
  - 6 自動車査定士の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。
  - 7 自動車サービスセンター(自動車整備工場)の専門的な経営者としての免許を取得するため
-

三	
分野 小分野 産業分類	
運輸業 運輸業 運輸免許及び道路輸送サービス（旅客運送サービス及び自動車整備安全管理者を含む。）	<p>には、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされ、また、自動車整備工場を運営するためには、少なくとも一人の免許を有する専門的な経営者が当該自動車整備工場において勤務していることが必要とされる。</p> <p>注1 自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二十六年）第二条に規定する「運輸業に関連する製品」とは、附属品、部品、部品の組合せ、器具（自動車整備工場又は製造者のみが使用する作業工具である器具を除く。）、機器又は液体、固体若しくは気体の物質であつて、自動車の組立て、保守若しくは適切な運転、自動車若しくは使用者の安全の確保又は使用者の便宜のために用いられるもの又は用いられることを目的とするものをいう。</p> <p>注2 この表の適用上、代表取締役は、最高経営責任者と同等の地位であることが了解される。</p> <p>注3 この表の適用上、会社法（千九百九十九年）第一条に規定する「利害関係を有する者」とは、次のいずれかの者をいう。</p> <p>(a) 実質的な株主</p> <p>(b) 一又は二以上の取締役又は代表取締役を任命する権限を有する者</p> <p>(c) 企業において取締役又は代表取締役として勤務する者</p>

関連する義務	措置	概要
内国民待遇（第二条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	会社法（千九百九十九年）第一条
	道路輸送規則（千九百六十一年）第七十五条から第九十条まで、第二百十三条から第二百三十一条まで、第二百六十六条、第二百七十一条、第二百八十一条A、第二百八十七条、第二百五十一条、第五百三十一条、第五百六十七条、第五百六十七条B及び第五百八十二条	1 道路輸送規則（千九百六十一年）第七十五条から第八十五条まで、第八十九条及び第一百九十条の規定に従い、特定の種類の運転免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。
	道路輸送に関する政令第十四条	2 自動車教習の教官としての免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。
		3 タクシー事業者としての免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。
		4 タクシーメーターの設置又は保守に従事する個人には、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされ、また、タクシーメーターの設置又は保守を行う企業は、会社法（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者であって、イスラエルの国民又は永住者であるものを少なくとも一人有しなければならない。

五	四	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	
運輸業 海上輸送業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 海運法（海洋船舶）（千九百六十年）	運輸業 道路貨物運送サービス業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物サービス規則（二千一年）第二条及び第二十四条 輸送サービス法（千九百九十七年） 1 貨物運送の免許を申請する個人及び貨物運送業の事業者は、イスラエルの国民又は永住者とする。 2 貨物運送業の専門的な経営者は、イスラエルの国民又は永住者とする。	5 自動車整備安全管理者として就労することの承認を与えられるためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。



六	
小分野	概要
運輸業 航空輸送業及び航空輸送の国内営業	<p>港湾に関する政令（千九百七十一年）  港湾に関する規則（航行の安全）（千九百八十二年）  海運法（船員）（千九百七十三年）  海事規則（船員）（二千二年）  海事規則（船員）（船舶及び引き船へのイスラエルの船員の配属）（二千十六年）  海運港湾当局法（二千四年）  海運法（イスラエルの管理下にある外国の海洋船舶）（二千五年）</p> <p>1 イスラエルの船舶登録簿に登録し、及びイスラエルの国旗を掲げるためには、イスラエルの国民若しくはイスラエルに設立される企業又はイスラエルによる船舶の所有権の過半数の保有が必要とされる（「イスラエルの船舶」）。</p> <p>2 イスラエルの国民若しくは永住者又はイスラエルに設立される企業が支配する外国船舶は、海運法（イスラエルの管理下にある外国の海洋船舶）（二千五年）に従ってイスラエルにおいて登録される（「外国船舶」）。</p> <p>3 イスラエルの船舶又は2に規定する外国船舶を運航するためには、イスラエルの船員が必要とされる。</p> <p>4 船員としての免許を受けるためには、イスラエルの国籍が必要とされる。非居住者に対する免許の付与は、海運港湾管理者による事前の承認を条件とする。</p>

七			
分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要	措置	産業分類 関連する義務
電子署名に関する事項  内国民待遇（第二条）	2 航空輸送の国内営業については、イスラエルの航空機によつてのみ運航する。	1 イスラエルの航空会社を運営し、又はイスラエルの航空機を運航するための免許は、次のいずれかの者に付与される。 (a) イスラエルの国外で主たる事業活動を行わないイスラエルの永住者 (b) イスラエルの国内で主たる事業活動を行うイスラエルの国民 (c) イスラエルにおいて設立される企業であつて、イスラエルの国民若しくは永住者又はイスラエルが当事国である国際航空条約に従つて支配され、及び所有される企業が直接に支配するもの	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（二十一年） 航空サービス免許法（千九百六十三年） 空港当局法（千九百七十七年） 航空規則（航空機の運航及び飛行規則）（千九百八十一年）

九	八	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	措置 概要
農業 漁業 内国民待遇（第二条） 漁業規則（千九百三十七年）第二条から第三条まで	観光業 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 観光サービスマニュアル（千九百六十七年）第二条 観光サービスマニュアル（千九百七十六年）第三条 観光ガイドの免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。	電子署名法（二十一年）第十一条及び第二十二條 1 「電子証明書の外国の発行者」の登録は、電子署名法（二十一年）に定める追加的条件の対象となり得る。 2 「電子証明書の外国の発行者」以外の電子証明書の発行者の登録には、イスラエルの国民若しくは永住者又はイスラエルにおいて設立される企業であってイスラエルに主たる業務及び事業の中心地を有するものであることが必要とされる。

	<p>概要</p> <p>漁業免許の発給、継続及び変更には、農業省の承認が必要とされる。イスラエルは、漁業規則（千九百三十七年）に基づき、外国の国民又は企業に対して漁業免許を発給しない権利を留保する。</p>
<p>十</p> <p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>措置</p> <p>概要</p>	<p>通信業</p> <p>国内用固定回線サービス、国際通信サービス並びに無線通信サービス及び携帯電話サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>通信規則（電気通信及び放送）（国内用固定回線電気通信サービスの提供のための包括免許を取得するための手続及び条件）（二千年）第十一条</p> <p>通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年）第四条から第四条Hまで及び第六条から第七条まで</p> <p>通信規則（電気通信及び放送）（統合された包括免許を取得するための手続及び条件）（二千年）第十条</p> <p>1 国内用固定回線サービスを提供する企業において、</p> <p>(a) 外国人による持分は、八十パーセントに制限される。</p> <p>(b) 取締役の七十五パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。</p> <p>(c) 代表取締役は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。</p> <p>2 国際通信サービスを提供する企業において、</p>

	十一
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置
<p>(a) 外国人による持分は、七十四パーセントに制限される。</p> <p>(b) 取締役の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。</p> <p>(c) 代表取締役は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。</p> <p>(d) 当該企業は、イスラエルにおいて設立されるものとし、イスラエルに主たる業務及び事業の中心地を有するものとする。</p> <p>3 無線通信サービス及び携帯電話サービスを提供する企業において、</p> <p>(a) 外国人による持分は、八十パーセントに制限される。</p> <p>(b) 取締役の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。</p> <p>(c) 当該企業は、イスラエルにおいて設立されるものとし、イスラエルに主たる業務及び事業の中心地を有するものとする。</p>	<p>通信業 放送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>放送機関法（千九百六十五年）第四十四条Cから第四十四条Fまで</p> <p>通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年）第四条から第四条Hまで及び第六条から第七条まで</p>

---

---

## 概要

通信規則（衛星放送免許に関する条件）（千九百九十八年）第十三条、第二十条及び第二十一条  
テレビ・ラジオ第二機関法（千九百九十年）第四十一条及び第五十九条  
公共放送法（二千十四年）第六十四条

1 有線放送免許を有する企業において支配の手段の少なくとも二十六パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民が保有する。免許は、外国政府が株式を保有する企業に対して付与されない。ただし、通信大臣は、免許を有する企業において、外国政府が株式を保有する企業による十パーセントまでの株式の間接的な保有を認めることができる。

2 衛星放送免許を有する企業において、

(a) 支配の手段の少なくとも二十六パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民が保有する。

(b) 主たる業務及び事業の中心地は、イスラエルに所在する。

(c) 取締役及び同等の地位にある者の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。

(d) 代表取締役及び同等の幹部の地位にある者は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。

3 商業的なテレビ放送及び地方のラジオ放送の運営のための特許を有する者における支配の手段の少なくとも五十一パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民が保有しなければならぬ。

4 テレビ放送（衛星放送及び有線放送を含む。）に関し、免許又は特許に基づいて運営される放送を行う企業は、その年次予算の一定の額を「措置」に掲げる法令に規定する現地における

---

十三	十二	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	
探偵サービス  内国民待遇（第二条） 私立探偵及び警備サービス法（千九百七十二年）第四条、第九条から第十一条まで及び第十三条 1 私立探偵の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権を必要とする。	法律サービス  内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 弁護士協会法（千九百六十一年）第二十条、第四十二条及び第九十八条から第九十八条Mまで 1 外国の法律事務所の支店は、弁護士協会法（千九百六十一年）に規定する少なくとも一人のイスラエルの免許を有する弁護士又は外国人の弁護士を雇用し、及び同法に定める条件に従う場合に限り、イスラエルに設立することができる。 2 イスラエルの弁護士としての免許を取得するためには、イスラエルの国籍若しくは永住権又はイスラエルにおける一時的な居住が必要とされる。	制作のために使用し、そのように制作されたものを放送することを約束する。

		2 探偵企業の所有権は、免許を有する私立探偵のみが保有することができる。
十四	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	<p>金融サービス</p> <p>税理士、通関士、保険業、ノンバンクの信用機関、公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ、決済サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）          経営幹部及び取締役会（第七条）          通関士法（千九百六十四年）第四条          金融サービス監督法（年金に関するコンサルタント業、マーケティング及び清算）（二千五年）          第五条及び第六条</p> <p>税理士による代理の規制法（二千五年）第十条          金融サービス監督法（規制される金融サービス）（二千十六年）</p> <p>1 税理士の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</p> <p>2 通関士の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</p> <p>3 年金保険のコンサルタント又は代理人の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</p> <p>4 次の小分野における金融サービスの個人の提供者及び免許を有する個人は、イスラエルの国民又は永住者とし、また、当該サービスを提供する免許を有する企業は、地位を有する者であって、イスラエルの国民又は永住者であるものを少なくとも一人任命する。</p>



	十五	
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	<p>(a) ノンバンクの信用サービス</p> <p>(b) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ（金融資産の保管及び運営を含む。）</p> <p>(c) 決済サービス（送金及び通貨の交換を含む。）</p> <p>注 この表（留保事項十六を除く。）の適用上、「地位を有する者」とは、代表取締役、最高業務責任者、代表取締役代理、副代表取締役若しくは他の同等の地位にある者、取締役又は代表取締役に対して直接報告を行う他の職員であつて、会社法（千九百九十九年）第一条に規定するものをいう。</p> <p>金融業</p> <p>決済サービス及び清算サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>証券法（千九百六十八年）</p> <p>テルアビブ証券取引所・手形交換所規則第一部第二章第二条</p> <p>1 テルアビブ証券取引所（T A S E）における決済サービス及び清算サービスは、T A S Eの会員であり、かつ、イスラエルに設立される企業によって提供されなければならない。</p> <p>2 T A S Eの外国会員の資格（遠隔会員の資格）は、関連する規制の要件を満たす場合において取得が可能となる。</p> <p>3 T A S Eの遠隔会員は、T A S Eの決済サービス及び清算サービスを提供することができない。</p>

十六	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	郵便サービス、クーリエ・サービス及び金融サービス  特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 郵便法（千九百八十六年）第一条から第一条Hまで、第五条Aから第五条Cまで及び第八十八条から第八十八条Uまで イスラエル郵便会社一般免許（二千十五年）第四十二条及び付録c イスラエル郵便会社一般免許（二千十五年）に基づいて郵便サービス、クーリエ・サービス及び金融サービスを行う免許を有する者における取締役及びイスラエル郵便会社一般免許（二千十五年）付録cに規定する地位を有する者の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民であつて、保安上の認可を有するものとする。
十七	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	土地測量業  内国民待遇（第二条） 土地測量技師規則（千九百八十二年）第三条 測量に関する政令（千九百二十九年）第三条

	十八	概要  土地測量技師の免許を取得するためには、イスラエルの国籍が必要とされる。
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	全ての分野  経営幹部及び取締役会（第七条） 会社法（千九百九十九年）第二百三十九条及び第二百四十条 公開企業又は公衆に対して債券を発行した企業（以下「社債企業」という。）は、その取締役会において、イスラエルの国民又は永住者である少なくとも二人の社外取締役を任命する。ただし、公開企業又は社債企業であつて、その株式若しくは債務若しくはこれらの一部がイスラエルの国外において一般に公開されたもの又はイスラエルの国外の証券取引所に登録されているものは、イスラエルの国民又は永住者でない社外取締役を任命することができる。
十九	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	全ての分野  特定措置の履行要求の禁止（第六条） 破産に関する政令（千九百八十年） 会社法（千九百九十九年）第三百五十条から第三百五十一条まで 会社に関する政令（千九百八十三年）

	概要
<p>1 投資家又は投資財産が、破産又は支払不能を宣言され、及び債務の再編の手續の対象となる場合には、イスラエルは、当該手續に必要な範囲内で、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転を要求することができる。</p> <p>2 投資家又は投資財産が、破産又は支払不能を宣言され、及び債務の再編の手續の対象となる企業又は個人とのライセンス契約であつて、この協定第六条1(h)に規定するものの当事者である場合には、イスラエルは、当該ライセンス契約の期間の継続及び当該契約の解除又は拒否を要求することができる。</p>	
二十	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置
<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>危険物質法（千九百九十三年）</p> <p>アスベストの危険及び損害を与える粉じんの防止法（二十一年）</p> <p>電気機器及び電子機器並びに電池の環境に配慮した処理法（二十二年）</p> <p>水に関する法（千九百五十九年）</p> <p>危険物質規則（危険物質の輸出入）（千九百九十四年）</p> <p>害虫防除方法規制法（二十六年）</p> <p>こん包材料取扱法（二十一年）</p>	

<p style="text-align: center;">二十一</p>	<p>概要 措置 関連する義務 産業分類 小分野</p>	<p>概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物質取扱者の許可を受けるためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</li> <li>2 電気機器及び電子機器並びに電池の環境に配慮した処理のための廃棄物処分を行う企業は、イスラエルの国民又は永住者のみを雇用する。</li> <li>3 害虫防除者の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</li> <li>4 アスベストの回収及び処理のための許可を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</li> <li>5 アスベストの解体又は除去を行うアスベストの請負業者の少なくとも一人の従業員は、イスラエルの国民又は永住者とする。</li> <li>6 こん包材料の廃棄物の輸出は、こん包材料取扱法（二十一年）に従って再生利用の目標の二十パーセントに制限される。</li> <li>7 危険物質の輸出許可を取得するためには、環境保護省による承認が必要とされる。</li> </ol> <p>雇用請負サービス 建物の清掃サービス</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条） 民間雇用請負業者による労働者雇用法（千九百九十六年） 会社法（千九百九十九年）第一条</p> <p>建物の清掃サービスにおいて労働者を雇用する民間雇用請負企業は、地位を有する者であつて、イスラエルの国民又は永住者であるものを少なくとも一人任命する。</p>
--	--	---

附属書 第八条2に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第八条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

(c) 第六条

(d) 第七条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産

業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第八条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を透明性の観点から明示する。

3 留保事項の解釈に当たつては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

(a) 「JSSIC」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）の番号をいう。

日本国の表

—	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	全ての分野
現行の措置	<p>内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>(a) イスラエル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) イスラエル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>	



二	三
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
全ての分野  内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条）  指定された企業又は政府機関（以下この留保事項において「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野  最恵国待遇（第三条） 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空

五	四	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	現行の措置 概要 産業分類 関連する義務	現行の措置
航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、イスラエル国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	(b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）

七	六	
分野 小分野	現行の措置 概要 産業分類 関連する義務	概要 現行の措置
エネルギー産業 電気業 ガス業	<p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>

八	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八 九三 遊漁船業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	原子力産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

九	分野 小分野 産業分類	現行の措置	概要
情報通信業 放送業 J S I C 三八 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）	<p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査            集魚</p> <p>(b) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(c) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(d) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>(e) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条            対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条            外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条            排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>		

	十
<p>関連する義務</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>
<p>J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二章</p> <p>放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五章及び第八章</p>	<p>土地取引に関する事項</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p>

十一	十二
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
<p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）          最恵国待遇（第三条）          特定措置の履行要求の禁止（第六条）          経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>運輸業          航空運輸業</p> <p>内国民待遇（第二条）          特定措置の履行要求の禁止（第六条）          経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留</p>

イスラエル国の表

	<p>現行の措置</p>
<p>保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。</p>	

<p>二</p>	<p>一 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置</p>
<p>運輸業 空港及び港</p>	<p>土地及び不動産に関する事項 内国民待遇（第二条） 外国の国民又は外国の国民が支配する企業による土地及び不動産に対する権利の取得は、イスラエル土地庁審議会が事前に承認することを条件とする。 イスラエル土地法（千九百六十年）</p>



三	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	<p>関連する義務</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>概要</p> <p>イスラエル国（以下この表において「イスラエル」という。）は、空港及び港に関する措置（建設、地上取扱業務並びに空港及び港で提供し、又は運営するサービスを含むものとし、海運港湾当局法（二千四年）に規定する港湾開発資産会社、港湾会社及び承認された会社を国家の重要な利益に関する命令又は他のあらゆる制限に従わせるものを含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>海運港湾当局法（二千四年） 港湾に関する政令（千九百七十一年） 海運及び港湾に関する命令（エイラート港湾株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千十二年） 空港当局法（千九百七十七年）</p> <p>現行の措置</p>
<p>運輸業 軽量鉄道</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p>	

五	四	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	現行の措置 概要 関連する義務	現行の措置 概要
運輸業 内航海運業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	道路輸送補助サービス及び旅客運送 CPC 七四四 道路輸送補助サービス CPC 七二一 その他の定期旅客運送 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、道路輸送補助サービス及び旅客運送に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この留保事項は、乗合用バス及びその部品の製造を含まない。	イスラエルは、軽量鉄道に関する措置（軽量鉄道に関連する製造及びサービスを含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。 鉄道に関する政令（千九百七十二年）

七	六	
分野 小分野	現行の措置  概要  概要  産業分類  関連する義務	概要  現行の措置
流通サービス	<p>人の健康、教育、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>イスラエルは、人の健康（健康に関する機関、機器、サービス、データの交換及び製品を含む。）、教育、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス（所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公営住宅及び保育を含む。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、この社会事業サービスは、公共の目的のために設立され、又は維持される範囲内に限る。</p>	<p>イスラエルは、内航海運業に関する措置であって、内国民待遇又は内航海運業に従事する船舶の船員の雇用に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>内航海運法（外国船舶に対する許可）（二千五年）</p> <p>内航海運に関する政令（外国船舶に対する許可）（許可の申請）（二千十二年）</p>

産業分類	関連する義務	概要
C P C	六二一一二	食品、飲料及びたばこの手数料の支払又は契約に基づく販売
C P C	六二一一三	燃料、金属、鉱石、材木、建築資材並びに工業用の及び技術的な化学物質 の手数料の支払又は契約に基づく販売
C P C	六二一一七	医薬品、医療用品及び化粧品の手数料の支払又は契約に基づく販売
C P C	六二二三六	飲料の卸売サービス
C P C	六二二三八	たばこの卸売サービス
C P C	六二二五	医薬品、医療用品及び化粧品の卸売サービス
C P C	六二二七	農産物以外の中間製品の卸売サービス並びに再利用のための廃品、くず及び材料の卸売サービス
C P C	六三一一〇七	その場において消費されない飲料の小売販売
C P C	六三一一〇八	たばこの小売販売
C P C	六三一一一	医薬品、医療用品及び化粧品の小売販売
関連する義務		
内国民待遇（第二条）		
特定措置の履行要求の禁止（第六条）		
経営幹部及び取締役会（第七条）		
イスラエルは、次の流通サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。		
(a) 次のいずれかの問屋サービス		
(i) アルコール飲料及びたばこ		
(ii) 燃料		
(iii) 医薬品、医療用品及び化粧品		

九	八	
分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	現行の措置
金融サービス	計画に関する事項及び建設業 建設業 最恵国待遇（第三条） イスラエルは、建設業の分野における企業に対する特定の有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	(b) 次のいずれかの卸売サービス (i) アルコール飲料 (ii) たばこ (iii) 医薬品、医療用品及び化粧品 (iv) 農産物以外の中間製品並びに再利用のための廃品、くず及び材料 (c) 次のいずれかの食品の小売サービス (i) アルコール飲料 (ii) たばこ (d) 医薬品、医療用品及び化粧品に関する食品以外の小売サービス

十	
分野 小分野 産業分類	小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
郵便サービス及びクーリエ・サービス	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>イスラエルは、次の金融サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 信用を供与し、及び預金を受け入れる金融協同組合（信用組合）</p> <p>(b) 相互扶助のための無利子の貸付け及び預金を扱う機関</p> <p>(c) クレジットカードの発行者及び取引の処理を行う者</p> <p>(d) 決済サービス提供者（PSP）</p> <p>(e) クラウド・ファンディングのプラットフォーム</p> <p>(f) 信用情報データベース（信用情報機関）</p> <p>(g) 金融商品の仲立業及び証券業を行う者。仲立業及び証券業を行う者とは、証券を売買する事業を行う者又は会社であつて、仲立業者及び証券業者の双方の業務を行うものをいう。</p> <p>注 「無利子の貸付け及び預金を扱う機関」とは、三十以上の預金者を受け入れ、並びに預金サービス及び貸付金を双方とも無利子で提供することを認められた機関をいう。</p>

	十一
<p>関連する義務</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>概要</p>
<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>イスラエルは、五百グラム未満の物のための郵便サービス及びクーリエ・サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>技術的な試験及び分析のためのサービス</p> <p>送水</p> <p>林業に付随するサービス</p> <p>人以外を対象とした健康に関するサービス</p> <p>炭化水素、鉱物、石及び骨材の探査及び採掘、使用並びに販売</p> <p>通信業</p> <p>運輸業</p> <p>エネルギー産業（天然ガス、石油及び電力を含む。）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>1 イスラエルは、「分野」に掲げる分野（エネルギー産業の分野を除く。）における特許又は免許の付与に関する措置（この協定第六条1(h)の規定に係る措置を除く。）を採用し、又</p>

	<p>十二</p>
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>	<p>現行の措置</p> <p>は維持する権利を留保する。</p> <p>2 イスラエルは、エネルギー産業の分野における特許又は免許の付与に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
<p>全ての分野 民営化 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 1 イスラエルは、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>(a) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の取締役、地位を有する者又は特定の職員の国籍又は永住権に関する措置を採用し、又は維持すること。</p> <p>(d) 後継企業の経営、主たる業務及び事業の中心地の場所を制限すること。</p>	



現行の措置

注 この表の適用上、「地位を有する者」とは、代表取締役、最高業務責任者、代表取締役代理、副代表取締役若しくは他の同等の地位にある者、取締役又は代表取締役に對して直接報告を行う他の職員であつて、会社法（千九百九十九年）第一条に規定するものをいう。さらに、代表取締役は、最高経営責任者と同等の地位であることが了解される。

2 指定された企業又は政府機関（以下この留保事項において「企業等」という。）にのみ認められているサービスの提供がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、イスラエルは、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

政府企業法（特別国家保有株式を含む。）（千九百七十五年）

政府の企業に関する政令（アシヨット・アシユケロン産業株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千五年）

政府の企業に関する政令（オイル・リファイナリーズ株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千七年）

政府の企業に関する政令（アシュドッド・オイル・リファイナリー株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千六年）

政府の企業に関する政令（エルアル・イスラエル航空株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千四年）

政府の企業に関する政令（アイ・エム・アイ・システムズ株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千十六年）

イスラエル・ケミカル株式会社及びその子会社における特別国家保有株式

	十三	十四
	分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務
ツイム統合海運事業株式会社における特別国家保有株式 エルアル・イスラエル航空株式会社における特別国家保有株式	全ての分野  内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） イスラエルは、社会的又は経済的に不利な立場にある集団（少数派、障害者、退役軍人及び戦死したイスラエルの兵士の一親等以内の家族を含む。）の利益及び周辺の地域の開発のための政策上の目的を推進する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	通信業 衛星放送 有線放送 テレビ放送及びラジオ放送 衛星電気通信サービス  内国民待遇（第二条）

十五	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>	<p>概要</p> <p>全ての分野 補助金及び贈与</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>イスラエルは、補助金又は贈与（公的に支援される借款、保証又は保険を含む。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
現行の措置	概要	<p>特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>1 衛星放送、有線放送、テレビ放送又はラジオ放送を運営する免許を有する者における取締役及び地位を有する者については、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされ、かつ、関連する規制機関による承認を条件とする。</p> <p>2 イスラエルは、伝送網の終端地点の間での声、データ、文章、音及びフル・モーション・ビデオの送信のための衛星通信施設に関する免許の付与並びに衛星システムによる消費者向けのテレビ番組及びラジオ番組の送信についてのサービスのための免許の付与に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

十七		十六
分野 小分野 産業分類	現 行 の 措 置	現 行 の 措 置
防衛産業	<p>(e) 航空及び宇宙の分野における協力</p> <p>(d) 様々な分野における相互承認</p> <p>(c) 映画、映像及びテレビジョンにおける共同制作及び配給</p> <p>(b) 海事（搜索及び救助並びに海難救助を含む。）</p> <p>(a) 航空</p> <p>置であつて、次のいずれかの事項に関するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>イスラエルは、二国間又は多数国間の協定又は取極に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>産業における研究、開発及び技術革新の奨励法（千九百八十四年）</p> <p>資本投資奨励法（千九百五十九年）</p> <p>農業資本投資奨励法（千九百八十年）</p> <p>全ての分野</p>

	十八
<p>関連する義務</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>概要</p>
<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>イスラエルは、防衛産業の分野に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>防衛輸和管理法（二千七年）</p> <p>防衛会社法（二千五年）</p>	<p>通信サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>イスラエルは、通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年）に規定する重要な通信サービスに関する一定のセーフガード措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>当該セーフガード措置には、次の事項を取り扱う措置を含む。</p> <p>(a) 免許を有する者における支配、支配の手段又は地位を有する者を任命する能力</p> <p>(b) 経営、主たる業務及び事業の中心地の場所</p> <p>(c) 取締役、地位を有する者及び特定の職員</p>

	<p>現行の措置</p>
<p>十九</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>
<p>政府企業法（千九百七十五年） 通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年） 電気通信に関する命令（イスラエル電気通信株式会社「ベゼック」が提供する重要なサービスの決定）（千九百九十七年）</p>	<p>全ての分野</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>1 公的機関保安法（千九百九十八年）に規定する公的機関における取締役、地位を有する者及び特定の職員並びにサイバーセキュリティに関する責任を有する特定の地位にある者は、イスラエルの国民又は永住者であり、かつ、適当な保安上の認可を有することが必要とされる。</p> <p>2 イスラエルは、自国の領域において生産される物品若しくは提供されるサービスの購入若しくは使用を要求し、又はそれらを実施することを要求する権利を留保する。ただし、その要求が主にサイバーセキュリティに関連し、かつ、国家のサイバーセキュリティ政策に適合している場合に限る。</p> <p>公的機関保安法（千九百九十八年） 政府決定第二千四百四十三号（二千十五年） 政府決定第二千四百四十四号（二千十五年）</p>
	<p>現行の措置</p>

二十	二十一
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
農業 酪農業（乳牛、やぎ及び羊による酪農業を含む。） 家きん及び卵 蜂蜜（養蜂業を含む。） 落花生 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） イスラエルは、「小分野」に掲げる農業の分野に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	鉱業（りん酸塩の鉱業を含む。）、土石採取業並びに鉱業及び土石採取業に付随するサービス 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、鉱業（りん酸塩の鉱業を含む。）、土石採取業並びに鉱業及び土石採取業に付

	現行の措置	随するサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 鉱業に関する政令
二十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	エネルギー ガス（天然ガスを含む。） 石油 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 1 イスラエルは、天然ガスの分野に関する措置及び石油の分野における重要なサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 イスラエルは、石油法（千九百五十二年）に規定する石油に関する権利を保持する者に対し、国内における消費及び使用のために一定の量の石油又は石油製品を供給することを要求することができる。 3 イスラエルは、石油分留物及び石油精製所並びに石油及び天然ガス（原油又は精油及び石油製品を含む。）のパイプライン輸送に関し、内国民待遇又は特定措置の履行要求に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 4 イスラエルは、液体又は気体の貯蔵、液体（石油又は液化ガス）又は気体の大規模な貯蔵サービス並びに石油及びガスの探査及び生産に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。



	<p>現行の措置</p>
<p>二十三</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>
<p>概要</p> <p>エネルギー 液化石油ガス（LPG） 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 1 ガスの供給者、ガスの代理店又はガスの技術者若しくは技師の免許を申請する自然人は、イスラエルの国籍及びイスラエルにおける居住が必要とされる。 2 LPGの免許を有する企業における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされる。</p>	<p>する。</p> <p>政府決定第四百四十二号（二十十三年） 政府決定第四百七十六号（二十十五年） 政府決定第四百六十五号（二十十六年） 天然ガス分野法（二十二年） ガス法（安全及び免許の付与）（千九百八十九年） 石油法（千九百五十二年） 陸上油田探査免許の付与に関する石油監督者のための指針</p>

二十四	現行の措置
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p> <p>エネルギー 電力</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>概要</p> <p>1 電力市場法（千九百九十六年）に規定する重要なサービスを提供する電力サービスの提供者の免許を有する者は、次の条件に従うものとする。</p> <p>(a) 当該免許を有する者は、イスラエルに居住するイスラエルの国民が支配する。</p> <p>(b) イスラエルに居住する者以外の者が当該免許を有する者において直接又は間接に保有する支配の手段の上限の率は、国家基盤大臣の決定に従う。</p> <p>(c) 当該免許を有する者における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であること</p>	<p>3 LPGの免許を有する企業における外国人による所有は、制限することができる。</p> <p>4 外国のLPGの技術者は、期間が限定される免許の対象とすることができる。</p> <p>5 イスラエルは、LPGの販売及び輸出に関し、特定措置の履行要求に係る措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>ガス法（安全及び免許の付与）（千九百八十九年） 天然ガス分野法（二千二年）</p>

<p>二十五</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>	<p>身元関係事項の管理、生体測定技術並びに生体測定情報及びそのデータベース</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>1 イスラエルは、身元関係事項の管理、生体測定技術並びに生体測定情報及びそのデータベースに関する次の事項の要求を課し、又は強制する権利を留保する。</p>
<p>現行の措置</p>	<p>が必要とされる。</p>	<p>2 送電、配電、給電又は発電の免許を受ける企業における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされる。</p> <p>3 送電、配電、給電又は発電の免許を受ける企業における外国人による所有は、制限することができる。</p> <p>4 送電、配電、給電又は発電について、自然人が免許を取得するためには、イスラエルの国籍が必要とされる。</p> <p>5 売電の免許を有する者に対する外国の銀行による保証の承認は、電力公社の考慮に従う。</p> <p>電力市場法（千九百九十六年） 電力公社の基準書</p>

<p style="text-align: center;">二 十 六</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>	<p>廃棄物の処理</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、有害廃棄物の処理及び廃棄物の国内における処理能力の開発に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
<p>現行の措置</p>		<p>(a) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。</p> <p>(b) 自国の領域において生産される物品又は提供されるサービスを購入し、又は利用すること。</p> <p>(c) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること。</p> <p>2 身元関係事項の管理又は生体測定情報及びそのデータベースの管理について責任を有する企業における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルの国民又は永住者（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが要求されることがあり、また、当該企業は、イスラエルにおいて設立され、かつ、イスラエルにその主たる業務及び事業の中心地を有することが要求されることがある。</p>

現  
行  
の  
措  
置